

令和 2 年度

第 9 回 第二農地部会 定例会議事録

令和 2 年 1 2 月 2 5 日 (金)

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和2年度 第9回第二農地部会定例会議事録

日時 令和2年12月25日(金) 午後1時30分
会場 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

(安塚区)

(浦川原区) 井部 慎一、田鹿 敏行

(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一

(牧区) 中川 正道、金井 薫、米川 尚登

(柿崎区) 宮川 武彦

(大潟区) 細谷 正夫

(頸城区) 大島 伸一、上井 康二

(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫

(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 青田 俊一、高波 澄男、(柿崎区) 小池 孝志、長井 恒夫、の4名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

10番 滝沢記一 17番 岩崎欣一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑥大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑨三和区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

5 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後1時30分 それでは、これより令和2年度第9回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、委員12名全員の出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>10番滝沢記一委員、17番岩崎欣一委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>18番長瀬一成委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪安塚区駐在室の議案≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった上越農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1計画変更、番号1の1件です。2頁に新旧対照表を添付しましたので、合わせてご覧ください。

1番の安塚北部地区は、事業内容の変更で排水路をL=1,500mに、排水ボーリングをL=7,455mに、堰堤工を3基に変更するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。1の利用権設定ですが3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が1件、計3件、借り手人数3名、貸し手人数3名です。

利用権を設定する土地は、田9筆、8,316.00㎡で、再設定1件、新規設定が2件です。2利用権移転、3所有権移転はありません。

詳細については、4頁の2229番から5頁2231番までの3件を掲載いたしました。

それでは、新規の利用権設定2件についてご説明いたします。

4頁をご覧ください。2229番、2230番はいずれも期間満了するに当たり旧借り手の高齢化による労力不足のため新たに地域の認定農業者2名に依頼するものです。

なお、これら3件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定の内訳は、5年以上10年以内のものが1件、借り手人数は1名、権利を設定する土地は、地目田が7筆、7,559.00㎡で新規設定が1件です。

それでは、詳細について説明します。7頁をご覧ください。番号2108番の1件です。人・農地プランに登載されている地域の農事組合法人が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

8頁をご覧ください。2133番の1件です。

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借ですが、借受人が高齢で労力不足のため解約し、他者へ貸し付ける予定です。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。

なお、それまでの間、農地の管理を指導しております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<<浦川原区駐在室の議案>>

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしく申し上げます。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。1計画変更の3件です。2頁に新旧対照表を添付しましたので、合わせてご覧ください。

番号1番は上岡地区で、用水路整備を339mに変更するものです。

番号 2 番の飯室第 2 地区と 3 番の山本第 2 地区は、新規になります。詳細はご覧ください。説明は以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は 3 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが 6 年を超え 10 年以内が 1 件、10 年超えが 22 件、計 23 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 23 名です。

利用権を設定する土地は、田 58 筆、56,918 m²、畑 11 筆 1,845.08 m²で、すべて新規設定です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細については、4 頁の 2550 番から 8 頁の 2572 番までの 23 件を掲載いたしました。

それでは、新規の利用権設定 23 件についてご説明いたします。

4 頁 2550 番は、高齢化した譲渡人が、別世帯である子に農地を使用貸借するものです。

5 頁 2551 番から 6 頁 2564 番、7 頁 2566 番から 2570 番は、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に一本化されたことから、農地中間管理機構と契約するものであり、受け手はこれまでと同じ農業者です。

7 頁 2565 番、2571 番、8 頁 2572 番は貸人の労力不足により、農地中間管理機構と契約するものです。

なお、これら 23 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願い

たします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。
議案書は9頁をご覧ください。1権利の設定は、5年以上10年以内が5件で合計5件、借り手人数は5名です。権利を設定する土地は田28筆22,451㎡で、新規が5件になります。

次に2権利の移転は、9件、借り手人数4名、貸し手人数3名です。権利を移転する土地は、田62筆29,171.08㎡です。

詳細については、10頁2522番から12頁2535番の14件になります。

この14件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」
をご報告いたします。

議案書は13頁をご覧ください。番号2567番の1件です。農地法第3条に
よる賃貸借によるものです。

2567番は、耕作不便・低生産地による解約で、返還後は貸出人が県外在
住であることから、休耕となります。

なお、貸出人には、農地の管理を指導しています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願い
いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

《大島区駐在室の議案》

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務
局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

まず、議案の訂正がありますので、よろしくお願いたします。

1頁中ほどの表のタイトルが「2 計画変更」の数字の「2」を「1」に訂正
をお願いいたします。

それでは説明に入ります。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明
いたします。議案書は1頁をご覧ください。1計画変更の3件です。2頁に
新旧対照表を添付しましたので、合わせてご覧ください。

番号1番の嶺・竹平地区は、事業の取り下げに伴う事業削除です。

番号2番の大島地区は、土留め工を61mに変更するものです。番号3番の
大島第3地区は、排水路を2,911m、排水ボーリングを6,065m、土留め工
を250mに変更するものです。説明は以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願い
いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

3 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 5 件、3 年を超え 6 年以内が 29 件で合計 34 件です。借り手 5 名、貸し手 34 名で利用権を設定する土地は、田 99 筆 136,292 m²で、新規 6 件、再設定 28 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。詳細につきましては、4 頁から 9 頁まで 2989 番から 3022 番まで掲載しましたのでご覧ください。

新規の利用権設定についてご説明いたします。4 頁の整理番号 2993 番、5 頁の 2995 番、2996 番、6 頁の 3001 番、8 頁の 3021 番、9 頁の 3022 番の 6 件全ては、借り手の経営規模拡大の希望により、貸し付けるものです。

なお、これら全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」
ご報告いたします。

10頁をご覧ください。番号2934番の1件です。2934番は、農地法第3条
による賃貸借によるものです。解約事由は、労力不足のためです。返還後の
利用計画については、他者へ貸し付け予定です。

なお、貸出人には、次の耕作者が見つかるまで農地の管理を指導していき
ます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いい
たします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。

11頁をご覧ください。番号2903番の1件です。小作料の見直しによる額
の減額変更です。0円に変更するのは、圃場条件が悪く収穫困難のためと聞
いております。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いい
たします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<牧区駐在室の議案>

議 長

次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事
務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

説明の前に議案の訂正をお願いいたします。

1 頁、4 行目、「越市農業委員会」となっている箇所の「越」の前に「上」を追記してください。

それでは、説明に入ります。

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。1 頁をご覧ください。

「1 農用地区域からの除外」番号 1 番と「2 計画変更」番号 1 番、2 番合わせて 3 件です。

2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図、4 頁に新旧対照表を記載しましたのでご参照ください。

まず、「1 農用地区域からの除外」について説明いたします。

当該案件は、一般国道 405 号線の拡幅工事に伴い住宅の移転用地とするため申請農地を農用地区域から除外するものです。

今後、県知事の変更同意を得た後、農地法第 4 条の許可申請の予定です。

申請農地は、周囲を住宅地等に囲まれた広がりのない農地であるため農地区分は第 2 種農地に該当するため、転用可能です。

次に「2 計画変更」について説明いたします。番号 1 番の牧中部地区は、排水路延長を 3,135m に、排水ボーリングを 7,370m に、土留工を 564m に変更するものです。

番号 2 番の牧中部二期地区は、新規に追加するものです。説明は以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区

駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

5 頁をご覧ください。利用権設定 3 年超 6 年以内 6 件、6 年超 10 年以内 1 件の合計 7 件です。借り手 5 名、貸し手 7 名で利用権を設定する土地は田 17

筆、21,198.0 m²で、再設定4件、新規3件です。

次に2利用権移転について1件、貸し手1名、借り手1名、利用権を移転する土地は田8筆、4,016.0 m²です。

次に3の所有権移転ですが、件数は2件、買い手2名、売り手2名で所有権移転する土地は、田57筆17,683.61 m²、畑25筆5,805.2 m²、他1筆304.0 m²となります。

詳細は、6頁3472番から9頁3481番までの10件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規案件の説明をいたします、6頁の番号3475番は、耕作者の要望により合意解約し、新たに法人に貸し付けるものです。3476番は契約満了となったことから、農地中間管理機構に貸し付けるものです。7頁番号3478は借り手の規模拡大の要望により貸し付けるものです。

なお、番号3476番に関する農地法第18条第6項の規定による合意解約については、この後報告案件にて説明いたします。

次に利用権移転について説明いたします。8頁をご覧ください。

番号3479番は法人が耕作していましたが、法人の都合により法人の構成員でもある譲受人に利用権移転するものです。

次に所有権移転について説明いたします。9頁をご覧ください。

番号3480番は小作地の取得です。譲渡人は県外に在住し、以前より譲受人に耕作を依頼してきました。高齢となったことから当地区の土地を処分することにし、譲受人に打診したところ承諾を得られたので譲渡するものです。

対価は総額80万円で、10a当たり、田、畑ならしで42,229円と安価での譲渡となります。

番号3481番も小作地の取得です。譲渡人は県外に在住し、以前より譲受人に耕作を依頼してきました。高齢となったことから当地区の土地を処分することにし、譲受人に打診したところ承諾を得られたので譲渡するものです。対価は総額で、10万円で10a当たり20,624円と安価での譲渡となります。

これら10件の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画を市長に要請することといたします。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

10頁をご覧ください。3345番の1件です。解約事由は、これまでの耕作人が都合により耕作が出来なくなったことから、解約し法人に貸し付けるものです。備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

五十嵐
委員

6頁、3475番は2,745.0㎡となっているが、10頁、3345番は3,247.0㎡となっており面積が違っている。502㎡はどこへいったのか。

牧区
駐在室
議 長

申請書類等手持ち資料がありませんので、次回の部会で説明いたします。

五十嵐委員、手持ち資料がないようなので次回の部会での説明してもらうことで良いですか。

五十嵐
委員
議 長

わかりました。

次回の部会で説明を求めます。

牧区
駐在室
議 長

わかりました。

他にご質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようなので本件を承認します。

議 長	<p>≪柿崎区駐在室の議案≫</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について≫</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>1頁、議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。「1 農業振興地域の農用地区域への編入」は、番号1番から3番までの3件です。3件共に各地区の農家組合長からの申請で中山間地域農業の振興のための編入です。</p> <p>2頁「2 計画変更」は番号1番から3番までの3件になります。1番の落合地区は新規になります。2番の水野下牧地区は、受益面積を17haに変更です。3番柿崎二期地区は集水井を6基、排水ボーリングを3,575m、排水路を1,490mに変更するものです。新旧対照表を3頁に付けましたので、ご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
宮川推進委 員 柿崎区 駐在室 宮川推進委 員	<p>2頁計画変更の番号1番の落合地区の事業開始はいつからになりますか。</p> <p>現在の手持ち資料では不明なので、後日報告とさせていただきます。</p> <p>了解しました。</p>
議 長	<p>他にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を</p>

柿崎区
駐在室

求めます。

議案 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
議案書は 4 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内容は、3 年以内が 9 件、3 年を超え 6 年以内が 4 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、計 14 件、借り手人数 12 名、貸し手人数 14 名です。

利用権を設定する土地は、田 31 筆 54,936 m²、畑 2 筆 2,272 m²、再設定が 10 件、新規設定は 4 件です。

次に、2 の利用権移転はございません。3 の所有権移転は 3 件で、買い手人数 3 名、売り手人数 1 名、所有権を移転する土地は田 4 筆、3,877 m²です。

詳細については、5 頁の 3726 番から 9 頁 3742 番までの 17 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。

6 頁、番号 3734 番は、10 月に農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約された農地を地域の認定農業者に貸し付けるものです。

7 頁 3736 番は、今まで地域の認定農業者と利用権設定により小作契約をしておりましたが、12 月 27 日に終期が来ることから更新はせずに、新たに地域の認定農業者に貸し付けるものです。

次に 3738 番は、自作しておりましたが、高齢による労力不足のため近隣で耕作している認定農業者の子弟に貸し付けるものです。

次に 8 頁 3739 番も、自作しておりましたが、高齢による労力不足のため地域の担い手に貸し付けるものです。

次に所有権移転の説明をいたします。

9 頁をご覧ください。3740 番から 3742 番の 3 件ですが、譲渡人は 3 件共に同一で高齢で、子弟も農業を継ぐこともないことから今まで耕作していた譲受人に相談し了解を得られたため売却することになったものです。

なお、これら 17 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。
10 頁、1 権利の設定、5 年以上 10 年以内が 1 件で合計 1 件、借り手人数は 1 名です。

権利を設定する土地は田 1 筆 2,529 ㎡で、新規 1 件になります。

次に 2 権利の移転はございません。

詳細については、11 頁 3707 番の 1 件になります。

この 1 件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。

12 頁番号 3726 番、3727 番の 2 件です。すべて農業経営基盤強化促進法による貸貸借によるものです。

この 2 件共に、貸人の要望による解約で返還後は地域の他者に貸付予定です。新たに貸し付ける間は、所有者に農地の管理を指導しております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

次に報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

13頁、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」3776番号から3778番までの3件を説明いたします。

この案件はすべて小作料の減額による変更のみになります。

特に3778番の変更後が0円なのは、圃場条件が悪いため満足に収穫できないためと聞いております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

＜大潟区駐在室の議案＞

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。「1計画変更」は、番号1番2番の2件です。

番号1の舟入川地区は、事業完了に伴う削除です。

番号2の新堀川地区は、排水路延長71mに、受益面積を350haに変更するものです。2頁に新旧対照表を添付しましたので、合わせてご覧ください。

以上です。

議 長

ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、6頁、番号4761番、8頁、4773番及び4774番の3件は笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により笠原委員の一時退席を願います。

(笠原委員退席)

議 長

それでは、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」番号4761番、4773番及び4774番の笠原委員関連について、事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」番号4761番、4773番及び4774番の笠原委員に関連する案件について説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は6年を超え10年以内が3件、借り手人数1名、貸し手人数3名です。利用権を設定する土地は田が5筆13,206㎡ですべて再設定です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。詳細は6頁、番号4761番、8頁、番号4773番及び4774番をご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、番号4761番、4773番及び4774番は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(笠原委員復席)

議 長

続きまして笠原委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員関連以外の案件についてご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は3年以内が5件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が笠原委員の案件を除き21件、合計27件です。借り手人数6名、貸し手人数27名です。利用権を設定する土地は田が47筆、94,674㎡で再設定3件、新規設定24件です。2の利用権移転は1件、借り手人数1名、貸し手人数1名で利用権を移転する土地は田が1筆、面積2,899㎡です。3の所有権移転は1件で買い手人数1名、売り手人数1名です。所有権を移転する土地は田が1筆、面積1,079㎡です。

それでは、利用権設定の新規案件について説明いたします。議案書は4頁をご覧ください。期間3年以内の番号4754番から4757番の4件及び議案書6頁から9頁の期間6年を超え10年以内の番号4759番、4760番、4762番から4772番、4775番、4776番、4778番から4781番までの19件は、借人の要望により、後の報告案件にあります合意解約をしたために、新たに認定農業者と利用権を設定するものです。次に番号4782番はこれまで別の耕作者と利用権を設定していましたが、耕作者の労力不足により後の報告案件にあります合意解約をしたために、新たに認定農業者と利用権を設定するものです。

次に、利用権移転です。議案書は10頁をご覧ください。番号4783番は地主の要望により譲受人を変更するものです。

次に、所有権移転です。議案書は11頁をご覧ください。番号4784番は、譲渡人は遠方に居住していることと、財産を整理したいとのことから、これまで利用権を設定していた譲受人に売り渡すものです。

これら、29件の案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いい

たします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の決定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は12頁をご覧ください。1の権利の設定はありません。2の権利の移転が1件です。借り手人数1名、貸し手人数1名で権利を移転する土地は田が1筆、2,600㎡です。

詳細についてご説明いたします。13頁をご覧ください。旧借り手の要望により、新たな借り手に利用権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は14頁をご覧ください。番号4614番から16頁

4634 番までの 21 件です。すべて、農業経営基盤強化促進法による賃貸借によるものです。

番号 4614 番は借り手の労力不足により他者へ貸付けるものです。番号 4615 番から 16 頁 4632 番は借り手の要望により、他者へ貸付けるものです。番号 4633 番と 4634 番は同じく借り手の要望により、農協を介して利用権を設定していた農地を他者へ貸付けるものです。

なお、備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について承認いたします。

<報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は 17 頁をご覧ください。番号 4616 番は上小船津浜地内の登記簿地目「畑」面積 318 ㎡を一般個人住宅として利用するため、所有者である父親と利用者が使用貸借権を設定するものです。位置図は 18 頁をご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等ないようですので、本件について承認します。

<報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。議案書は 19 頁をご覧ください。番号 4630 番から 4634 番までの 5 件はい

ずれも小作料の減額変更です。小作料以外の変更はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等ないようですので、本件について承認します。

≪頸城区駐在室の議案≫

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第1号 農地法第3条許可申請について≫

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案に入ります前に、お手元の議案書に1箇所追加記載をお願い申し上げます。議案書24頁の番号5548番、右端「備考」欄に「P19-No. 5533」と記載願います。大変申し訳ありません。

それでは議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号5301番の1件です。

これまで地主耕作であった「畑」2筆955㎡について、地主の離農に伴い、近隣の兼業農家である譲受人に売却するものです。詳細は、議案書と最後に添付しました調査書のとおりであります。農地法第3条第2項の各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」ご説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。番号5307番、5308番の2件です。申請農地は、頸城区下三分一字前田地内の「畑」4筆262㎡で、譲受人による営業車両の増車に伴い、既存の駐車場を拡張するものであります。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当することから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画は、駐車場262㎡As舗装仕上げ、工期は令和3年3月1日から令和3年5月31日まででございます。当該転用に際し、雨水排水は道路側溝へ排出することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。

「1農用地区域からの除外」番号1番、2番の2件、「2計画変更」番号1番の1件です。

最初に「1農用地区域からの除外」番号1番です。農振変更申請地は、頸城区島田字四間割地内の「畑」1筆1,315㎡のうち459.55㎡で、変更理由は、一般個人住宅建築のためです。6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。

次に番号2番です。農振変更申請地は、頸城区百間町字三番割地内の「田」5筆2,129㎡で、変更理由は、社員駐車場およびレンタル重機置場整備のためです。8頁に位置図、9頁に土地利用計画図を添付いたしました。また番号2番の農振変更申請地5筆は、利用権設定済みの「田」であり、後ほど報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」でご報告いたします。

次に「2計画変更」番号1番1件です。1番の頸城地区の変更理由は、「受益面積」を1,417haへ縮小したためです。10頁に「新旧対照表」を添付しましたので併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが議案書14頁の番号5510番、15頁の番号5516番から5518番、16頁の番号5519番から5524番は、笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により笠原委員の一時退席を願います。

(笠原委員退席)

議 長

それでは議案書14頁の番号5510番、15頁の番号5516番から5518番、16頁番号5519番から5524番の笠原委員関連について、事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員の関連する案件について議案書11頁をもとにご説明いたします。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が10件、借り手人数は1名、貸し手人数は10名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で16筆33,709㎡、再設定が1件、新規設定が9件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

それでは、新規の利用権設定9件について説明いたします。

議案書は15頁の番号5516番から5518番、16頁の番号5519番から5524番になります。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」14筆について、借人の要望により合意解約し、新たに地元の認定農業者との間で10a当り12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。解約については、後ほど報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」でご報告いたします。

これら10件の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、議案書14頁の番号5510番、15頁の番号5516番から5518番、16頁の番号5519番から5524番は原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、議案書14頁の番号5510番、15頁の番号5516番から5518番、16頁の番号5519番から5524番は、原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(笠原委員復席)

議 長

続きまして、笠原委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員関連以外の案件について、議案書11頁をもとにご説明いたします。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が6件、3年を超え6年以内が5件、6年を超え10年以内が16件、10年を超えるものが2件で計29件、借り手人数は18名、貸し手人数は29名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で91筆237,917㎡、地目が「畑」で1筆652㎡、再設定が17件、新規設定が12件です。2の利用権移転はございません。3の所有権移転です。件数は1件、買い手人数、売り手人数はともに1名、所有権を移転する土地は、地目が「田」で2筆6,037㎡、「畑」が2筆464.59㎡です。

それでは、新規の利用権設定 12 件についてご説明いたします。

議案書は 12 頁をご覧ください。

番号 5498 番です。これまで地主耕作であった「田」1 筆について、貸人の要望により、新たに地元の認定農業者との間で 10 a 当り 13 千円、期間 3 年の相対契約を締結するものです。次に番号 5499 番です。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」1 筆について、借人の要望により合意解約し、新たに地元の認定農業者との間で 10 a 当り 12 千円、期間 3 年の相対契約を締結するものです。解約については、後ほどご報告いたします。

続いて 13 頁の番号 5503 番です。これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」1 筆について、利用権設定期間満了から 1 年以上経過したため、新規で利用権設定するもので実情は再設定です。また他の筆との終期を合わせ 5 年 4 ケ月としたものです。次に番号 5504 番です。こちらも利用権設定期間満了から 1 年以上経過したため、新規で利用権設定するもので実情は再設定でございます。16 頁の番号 5525 番、17 頁の番号 5527 番から 5530 番は、これまで貸人と借人との間で利用権設定していた「田」について、借人の要望により合意解約し、新たに地元の認定農業者との間で 10 a 当り 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。解約については、後ほどご報告いたします。次に番号 5526 番です。これまで地主耕作であった「田」1 筆について、貸人の要望により、新たに地元の認定農業者との間で 10 a 当り 13.5 百円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。次に 18 頁の番号 5531 番、5532 番です。いずれも地主耕作であった「田」について、離農に伴い農地中間管理機構へ貸し付けるものであります。10 a 当りの賃借料、内容についてはご覧のとおりです。

続きまして所有権移転の明細についてご説明いたします。議案書は 19 頁をご覧ください。番号 5533 番の 1 件です。当該案件は、譲渡人の資産整理の観点から譲受人に打診があったものですが、上程しました計 4 筆のうち「田」2 筆 6,037 m²は、現在の利用権設定を合意解約し、「畑」2 筆 464.59 m²とともに売却、所有権移転するものであります。対価格ならびに 10a 当の単価は、「田」2 筆 6,037 m²にかかる額で双方協議により設定したものであります。

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

笠原委員関連以外の案件について、原案通り決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、笠原委員関連以外の案件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は20頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定の内訳は、5年以上10年以内が2件、借り手人数は2名、権利を設定する土地は、地目が田で9筆24,999㎡、新規設定が2件です。

次に2の権利の移転です。件数は1件、借り手人数、貸し手人数はともに1名、権利を移転する土地は、地目が「田」で1筆2,289㎡です。

それでは権利設定の明細についてご説明いたします。議案書は21頁をご覧ください。番号5322番、5323番の2件です。人・農地プランに登載された地域の認定農業者の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるもので賃借料、内容についてはご覧のとおりです。

めくっていただいて22頁権利移転の明細についてご説明いたします。番号5324番の1件です。旧借手の要望により新借手へ権利を移転するもので賃借料、内容についてはご覧のとおりです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は23頁をご覧ください。番号5535番から25頁5554番までの20件です。

番号5535番からご報告いたします。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は労力不足、「返還後の利用計画」は他者へ貸付予定です。次に番号5536番です。契約内容は、農地法第3条による賃貸借で、「合意解約の事由」は労力不足、「返還後の利用計画」は休耕です。当該案件は、これまで農地法第3条に基づき、貸人、借人との間で賃借権の設定がなされたものでありますが、現況は既に森林の様を呈しており、再度耕作の用に供することはないことから、合意解約後の利用計画は「休耕」としてしておりますが、「利用状況調査に基づく非農地について」で議案を上程し、農家台帳から閉鎖する予定としております。

続いて番号5537番から24頁の番号5545番までと25頁の番号5549番から5554番の計15件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借または農地利用集積円滑化団体である「JA えちご上越」を通じた転貸で、「合意解約の事由」は借人の要望、「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。

続いて24頁の番号5546番、5547番の契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は5頁「議案第3号」でご説明しました農地転用のため、「返還後の利用計画」は農振除外、農地転用のためです。

次に番号5548番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望、「返還後の利用計画」は、他者へ売却です。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受

理について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。議案書は26頁をご覧ください。

番号5303番の1件です。届出農地は頸城区西福島字葭原地内、市街化区域内「第1種住居地域」の「畑」2筆971㎡で転用目的は「資材置場」です。位置図は27頁をご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第3号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第3号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第3号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。

議案書は28頁をご覧ください。番号5502番、5503番の2件です。5502番は小作料の見直しによる額の変更のほか、他の筆との終期を合わせるため、契約期間の変更をするものです。次に番号5503番は小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<<吉川区駐在室の議案>>

議 長

次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区

吉川区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。1頁をご覧ください。

「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1件、「2 計画変更」7件の合計8件です。

まず、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」について説明いたします。議案書は1頁をお開きください。

今回、市が農業振興整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会に対し意見照会があったもので、変更理由は、農家組合長からの申請で、中山間地域農業の振興のための編入です。

次に「2 計画変更」について説明いたします。

議案書は2頁をお開きください。番号1番から7番までの案件となりますが、番号1番の神田町地区は、受益面積等を14haに変更するものです。

番号2番の大吐川第3地区、番号5番の赤川地区、6番の松本地区、7番の吉川中部(東鳥越)は、いずれも事業完了に伴い計画から削除するものです。

番号3番の大岩地区は、事業追加になります。

番号4番の吉川二期は、抑止工を承水路320mに排水ボーリングを4,800mに変更するものです。

新旧対照表を3頁から4頁に記載しましたので、併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が38件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が8件、10年超は2件で合計51件、借り手16名、貸し手49名で、利用権を設定する土地は、田が147筆231,278㎡で、畑はありません。再設定40件、新規11件となります。

2の利用権移転はなしで、3の所有権移転は、2件、買い手1名、売り手2名、所有権を移転する土地は田3筆、3,753㎡です。

詳細については、6頁の6424番から16頁6476番までの53件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。7頁をご覧ください。

番号6431番は、耕作者の労力不足により解約された土地を、新たに地域の認定農業者に耕作を依頼する案件です。後段でご報告する合意解約の関連案件となります。

番号6432番、6436番、6437番は、高齢により経営縮小する農地を地域の認定農業者または集落の農業生産法人が耕作するものです。

番号6433番は経営基盤強化推進法により賃貸借契約されていた土地の期間満了を機に、新たな地域の担い手に耕作を依頼する案件です。

次に13頁番号6465番ですが、労力不足により離農する農地を、既に同集落の他の農地を耕作している中心経営体である法人に耕作を依頼する案件です。

番号6466番、6467番、6469番は以前より集落の農事組合法人が耕作しておりましたが、契約期間が切れて間が空いたために新規案件となるもので、事実上は再設定であります。

15頁、番号6473番、6474番は共に農業を廃止する者の農地を農地中間管理機構への貸付けるものであります。なお、農地中管理機構からの貸し付けは、翌月以降、同機構へ借り受け申し出をしている農業者への貸付としてご審議をいただくこととなります。

次に、所有権移転について説明をいたします。議案書は16頁をお開きください。番号6475番及び6476番の2件です。譲受人は1名で、小作地の取得となります。土地の名義人が異なることから別案件として上程いたしました。が、事実上の同一世帯からの譲渡となります。

以上、これら53件の案件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。

17頁、番号6237番から6240番までの4件です。いずれも経営基盤強化促進法による賃貸借案件です。

番号6237番は、借人の労力不足により返還されるものですが、解約3筆中2筆は議案第2号6431番でご審議いただいたとおり、新たに地域の認定農業者が耕作することとなります。また、残りの1筆については他者耕作予定であり、翌月以降上程の予定です。その間は、貸出人に農地の管理を指導しています。

番号6238番及び6239番は耕作不便であることから、賃借人からの申し出で合意解約となったものです。解約後は休耕となりますが、草刈り管理等の徹底を所有者に指導しております。

番号6240番は、賃借人の離農に伴い解約されるもので、翌月以降、新たに地域の担い手へ貸出しをご審議いただくこととなります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

18頁、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」をご報告いたします。番号6255番から6258番までの4件になります。

この4件は、いずれも農地中間管理機構を介した転貸であります。当該

地は、現在基盤整備中であり、耕作できないことからの賃借料変更で、賃借料以外の変更はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。1頁をご覧ください。1計画変更、番号1番から4番までの4件になります。

2頁に新旧対照表を添付しておりますので、併せてご覧ください。

「1計画変更」、番号1番から4番までの案件ですが、2頁の「農業生産基盤の整備開発計画」及び「農用地等の保全計画」の表をご覧いただきたいと思っております。この表は、上越農業振興地域整備計画書にある、表の一部を加工したものです。左側が現行の計画、右側が計画の変更案となっており、議案に上程したものとなります。

1番の多能地区は用水路工を1,500mに変更するものです。

2番の三和南部地区は、事業完了に伴い、計画書から削除するものです。

3番の三和地区は、堤体工を4箇所に変更するものです。

4番の末沢地区は、事業完了に伴い、計画書から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が3件、10年を超えるものが1件、計5件、借り手人数4名、貸し手人数5名です。利用権を設定する土地は、田が20筆19,921㎡、再設定3件、新規設定2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、4頁8756番から6頁8760番までの5件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定2件について説明いたします。

5頁、8758番はこれまで別の借り手が耕作されていましたが、借り手の労力不足により、地域の認定農業者へ10アール当たり14,000円、期間3年3ヶ月で貸し付けるものです。

なお、期間が3年3ヶ月となっておりますが、借り手が農地中間管理機構を介し借り受ける農地と終期を合わせるためです。

関連案件について、議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」で上程いたします。

6頁、8760番はこれまで農地集積円滑化団体であるえちご上越農業協同組合を介して賃貸借契約をされていましたが、耕作者の要望により合意解約し、農地中間管理機構へ10アール当たり16,000円、期間11年で貸し付けるものです。

関連案件について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」で報告いたします。

これら5件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めますが、9 頁、番号 8614 番、8615 番、8618 番から 10 頁 8623 番までの 8 件は、五十嵐委員に関連する案件ですので、最初に審議します。議事参与の制限により五十嵐委員の一時退席を願います。

(五十嵐委員退席)

議 長

それでは、番号 8614 番、8615 番、8618 番から 10 頁 8623 番までの 8 件の五十嵐委員関連の案件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」9 頁、番号 8614 番、8615 番、8618 番から 10 頁 8623 番までの五十嵐委員に関連する案件について説明いたします。

2 の権利の移転について、議案書 7 頁をもとに説明いたします。

2 の権利の移転の内訳は、借り手人数 1 名、貸し手人数 4 名、権利を移転する土地は、田が 256 筆 188,888.16 m²、件数は 8 件です。

議案書は 9 頁から 10 頁をご覧ください。

9 頁、8614 番、8615 番、10 頁、8623 番の 3 件は、農事組合法人が来年 3 月末までに解散を予定していることから、近隣で耕作されている五十嵐委員が相手方の要望を受け入れ、五十嵐委員が構成員となっている法人へ賃借権を移転するものです。

8618 番は、農地の集約化を図るため、これまでの借り手から五十嵐委員が構成員となっている法人へ賃借権を移転するものです。

8619 番、8620 番、10 頁 8621 番、8622 番の 4 件は、いずれも旧借り手が構成員となっている法人へ賃借権を移転するものです。

これら案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、番号 8614 番、8615 番、8618 番から 8623 番までの 8 件に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、番号 8614 番、8615 番、8618 番から 8623 番までの 8 件を同意することに決定いたします。

(五十嵐委員復席)

議 長

続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五十嵐委員関連以外の案件について説明いたします。7 頁をご覧ください。

1 の権利の設定の内訳は、期間は 3 年を超え 10 年以内が 1 件、借り手人数 1 名、権利を設定する土地は、田が 2 筆 8,272 m²、新規設定 1 件です。

2 の権利の移転の内訳は、件数は 2 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 1 名、権利を移転する土地は、田が 62 筆、46,135 m²です。

詳細については、8 頁 8613 番、9 頁 8616 番、8617 番をご覧ください。

まず、8 頁 8613 番は先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 2 筆について、市長が機構に借受け申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

8613 番は、これまでの借り手が労力不足により経営を縮小していくことから、近隣で耕作されている地域の認定農業者の方が農地中間管理機構を介して農地を借り受けるものです。

なお、期間が 3 年 1 ヶ月となっておりますが、他の契約と終期を合わせるためです。

次に議案書 9 頁をご覧ください。

8616 番、8617 番は、先ほどの五十嵐委員関連案件と同様、農事組合法人が来年 3 月末までに解散を予定していることから、近隣で耕作されている地域の認定農業者へ賃借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

五十嵐委員関連以外の案件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、五十嵐委員関連以外の案件は同意することに決定いたします。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は11頁をご覧ください。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。議案書の契約内容の欄については、強化促進法・賃借権・変更となっておりますが、6月24日付で賃借料の変更に伴う「農用地利用集積計画・変更届出書」の提出があったことから、直近の契約内容が反映されています。

合意解約の事由は、番号8668番は借人の要望、8669番は耕作者の要望で、返還後の利用計画は、2件とも他者へ貸付です。

また、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

三和区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。議案書は12頁をご覧ください。</p> <p>8708番から8709番までの2件は、農地集積円滑化団体であるえちご上越農業協同組合を介しての転貸です。いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p> <p>他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
柿崎区 駐在室	<p>先ほどの柿崎区駐在室管内分の案件審議で、宮川推進委員から質問のあった落合地区の事業開始時期について、担当課に確認しましたので、お答えいたします。落合地区については新規になり柿崎土地改良区が土地改良事業要望を県に挙げていく過程での意見集約になります。この後に補助事業の決定がされ、現地測量、工事になることから現時点では、事業開始日は未定になります。</p>
宮川推進委 員	<p>了解しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議 長	<p>【7. 閉会】</p> <p>本日の令和2年度第9回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時21分)</p>